（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十三条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置） **第十五条**　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置） **第十五条**　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
（削る）	附則第二十一条第二項
（削る）	同条第六項
（削る）	規定する健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
（削る）	六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるもの又は同一の世帯
（削る）	特例退職組合員（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
（削る）	特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
（削る）	附則第二十一条第三項第一号
（削る）	附則第二十一条第四項第一号
（削る）	附則第二十一条第三項第三号
（削る）	同条第六項
（略）	（略）
第十八条	
規定する健康保険の被保険者	
同一の世帯	
特例退職組合員	
（略）	（略）
第十六条	
法附則第十項	
規定する健康保険の被保険者	
同一の世帯	
特例退職組合員	
特例退職加入者	
附則第八項第一号	
附則第九項第一号	
第十七条	
附則第八項第三号	
法附則第十項	
（略）	（略）
第十八条	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	